

# 県民ふれあい農園の利用にあたって

農園の利用者は、利用期間を通じて農園管理を自己責任で行い、次に定める事項を遵守しなければならない。

## 1 利用期間

農園の利用期間は、4月1日から翌年の2月末日までの1年間とする。

なお、利用期間を通じて良好な利用がなされ、利用期間満了の2か月前までに継続の申し出（別添1）があった場合は、同一区画の入園契約を最大2回まで更新することができる。

## 2 利用の制限

- (1) 他の農地や区画に影響を与えるような農作物を栽培してはならない
- (2) 農園を農作物の栽培以外の目的で利用してはならない
- (3) 土地を掘削したり、客土を行ってはならない
- (4) 小屋、物置など一切の構造物を設置してはならない
- (5) 除草剤は、原則として使用してはならない

## 3 農園の環境整備

利用者は、自己の利用区画や周辺の通路の清掃、除草に努める。

また、他の利用者と協力をして共有部分の清掃、除草などの管理を行い、農園の環境整備、保全に努めなければならない（別添2）。

## 4 利用許可の取消し

次のいずれかに該当したときは、農園の利用許可を取り消す。この場合、利用料金は返還しない。

- (1) 周辺の住民や農家の迷惑となるような行為を行った場合
- (2) 農園の利用を放棄したり、良好な管理を怠った場合
- (3) 利用許可を受けた区画以外の農地を無断で耕作した場合
- (4) 農園を営利目的に使用したり、第三者に転貸利用させた場合
- (5) 管理者の指示に従わなかったり、利用者としてふさわしくない行為があった場合

## 5 損害の責任

- (1) 利用者は、農園や設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 管理者は、利用者の農作物、資材などの損害及び盗難に対して、一切の責任を負わない。

## 6 農園の返還

農園の返還の際は、農作物、資材などを撤去し、利用前の状態に復元して返還しなければならない。

別添 1 継続申出書

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県農林公社 行

ふりがな  
氏 名

〒

住 所

電話番号 ( )

FAX番号 ( )

※ご自宅にファクシミリがありましたら、ご記入ください。

県民ふれあい農園の継続利用について

私は、下記の県民ふれあい農園を継続して利用したいので、申し出ます。

記

現在利用の農園名	現在利用の区画番号

注) 1 この申出書は、12月1日から12月31日までの間に提出してください。電話による申し出は受け付けません。

2 申し出がない場合は、更新を希望されないものとして、空き区画の募集を行います。

3 継続利用の希望者には、後日、「入園申込書」を送付いたします。

別添 2 共用部分 当番表

【県民ふれあい農園 片柳】

作業の内容	共有部分(通路、仮設トイレ等)の清掃と除草など
4月	区画番号が 1～10の方
5月	区画番号が 11～20の方
6月	区画番号が 21～30の方
7月	区画番号が 31～42の方
8月	区画番号が 1～15の方
9月	区画番号が 16～30の方
10月	区画番号が 31～42の方
11月	区画番号が 1～10の方
12月	区画番号が 11～20の方
1月	区画番号が 21～30の方
2月	区画番号が 31～42の方
3月	継続利用される方

【県民ふれあい農園 片柳第2】

【県民ふれあい農園 100坪】

【県民ふれあい農園 見沼第1】

【県民ふれあい農園 見沼第2】

作業の内容	共有部分の清掃と除草
偶数月	区画番号が偶数の方
奇数月	区画番号が奇数の方